

## パブリックコメントの結果について

### 【意見募集の概要】

案件名	上水道施設管理における民間委託範囲の拡大について
募集期間	平成30年8月9日(木) ～ 平成30年8月30日(木) (22日間)
担当部・課	水道部 上水道課

### 【集計結果】

意見提出人数	1人
意見数	6件

### 【意見の検討結果】

項目	
① 修正します	意見に基づき、原案を修正するもの
② 意見として承ります	原案は修正しないが、今後の取組の参考とするもの
③ 原案のとおりとします	検討した結果、修正しないもの
④ その他	原案に関する意見でないもの(感想や質問)に回答するもの

### 【意見及び検討結果等の一覧】

No.	項目	意見	検討結果及びその理由
1	指定管理料について	民間事業者の技術力やノウハウを活用することでの対価が必要であり、この必要なる金額が適正な指定管理料に反映される委託なのか、どのような組立てであるか開示すべきである。 総じて、民間委託における費用算定の適正化にはどのように対応するのか。	②意見として承ります 指定管理料は、人件費、需用費などの直接経費と諸費用などの間接経費で構成しており、過年度の収支については、「指定管理者実績評価シート」にて公表しています。 なお、指定管理料の算定にあたっては、過去の実績経費のみではなく、標準的な積算歩掛等も用いて管理運営経費の積算を行いません。
2	管理コストの縮減について	行政では行政利益の概念がなく、企業への委託では利益が必要である。何を持ってコスト縮減と意図されているのか疑問であり、明確な説明が必要である。単なる下請け感覚を前提としていないか。	②意見として承ります 指定管理者制度の導入は、民間事業者等の経営ノウハウを活用し、効率的な管理運営による経費の縮減や市民サービスの向上を目的としています。 導入に当たっては、人件費を中心とした行政コストの削減効果を確認しております。 施設の修繕などにおいても、民間事業者等の技術を活かし、修繕内容のより良い方法を検討するなど経費の縮減が図られています。
3	委託範囲の拡大について	配水管施設が委託範囲に含まれているが、特に旧簡易水道区域では有収率が低く、配水管路にも老朽化や民地内布設など、課題が解消されていないが、民間事業者への責任のすみ分けは明確にするのか。	③原案のとおりとします 管路・施設の運転、保守及び維持管理については指定管理者の責任において実施し、管路・施設の新設・更新などについては市の責任において実施します。 責任の区分については、業務仕様書、基準書に明記します。

No.	項目	意見	検討結果及びその理由
4	水道料金について	水道料金への影響はないとあるが、水道原価のほとんどが固定費である経営環境において、水の使用量との関係は小さい。それにも関わらず料金体系が従量料金ウェートが大きい。人口減少などから水需要と適正な受益者負担の考え方では従量部分と定額部分の2つのウェートで定額部分のウェートを高めるほうが理にかなっている。料金への影響がないとは期間限定ではないのか、丁寧な説明が不足しているのではないのか。	②意見として承ります  水道料金への影響がないとは、今回の委託範囲の拡大に伴う、水道料金の改定は行わないことを表しています。また、水道料金の改定については、平成29年2月に公表した「高山市水道事業経営戦略」において説明しているところですが、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
5	突発事故への対応について	突発事故には更に迅速、的確な対応が図られるとのことだが、民間事業者においての人手不足、人材不足のなかで、あらたな人手を要しての委託が想定されるが、こうした人への投資に対する経費を指定管理料にも十分に考慮されなければと考えるがどの様な仕様なのか。	④その他  指定管理業務の拡大範囲は、配水管路の維持管理、水質検査、突発対応等としており、施設管理に関連する全ての業務が指定管理の対象となります。これにより、突発事故が発生した場合は、現地確認、市への連絡、修繕の手配などを一体的に実施することができるようになります。なお、指定管理料については、当該追加業務分にかかる経費を加えて算定します。
6	包括的に実施する体制について	施設管理に関連する業務は指定管理者が包括的に実施する体制とあるが、「包括的に実施する体制」の納得できる詳細説明をされたい。	②意見として承ります  施設の運転・維持管理という主たる業務の範囲を管路までに拡大するとともに、関連する水質検査、突発対応などの業務を一元的に実施する体制です。(参考資料をご参照下さい) この体制により、水質検査結果から浄水作業への反映や突発対応等これまで要していた施設管理者間の連絡調整が不要となり、判断・対応等が迅速化されるなどのメリットが大きいものと考えています。

水道事業業務包括想定形態

参考

	指定管理	一般業務委託	直営
現行	<p>施設管理(取水～配水池出口)</p>	<p>突発当番</p> <p>水質検査(法定)</p> <p>水質検査(毎日)</p> <p>漏水調査</p> <p>給水申請(開栓、休止等)</p> <p>量水器検定替</p> <p>量水器検針業務</p>	<p>施設管理(配水池出口～配水管)</p> <p>給水装置管理(申請審査・検査)</p> <p>経営</p> <p>施設更新の計画・実施</p> <p>料金徴収 (窓口・滞納対策・その他)</p>
見直し後	<p>包括的施設管理</p> <p>施設管理(取水～配水池出口)</p> <p>施設管理(配水池出口～配水管)</p> <p>突発当番</p> <p>水質検査(法定)</p> <p>水質検査(毎日)</p> <p>漏水調査</p>	<p>給水申請(開栓、休止等)</p> <p>量水器検定替</p> <p>量水器検針業務</p> <p>給水装置管理(申請審査・検査)</p>	<p>経営</p> <p>施設更新の計画・実施</p> <p>料金徴収 (窓口・滞納対策・その他)</p>

施設管理に関する業務